

東日本大震災千葉県調査検討専門委員会設置要綱

(目的)

第1条

東日本大震災における地震動、津波、液状化の被害について、県が実施する調査等に専門的見地から助言や検討を行い、地震動、津波、液状化対策や今後の防災対策を県に提言することを目的として、東日本大震災千葉県調査検討専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成及び委嘱)

第2条

委員会は、学識経験を有する者等をもって構成する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(検討事項)

第3条

委員会は、次の項目について検討し、県に助言、提言を行う。

(1) 各種調査に関すること

(2) 調査結果の検証及び今後の対策に関すること

(3) 調査結果の効果的な情報発信に関すること

(4) その他必要な事項

(設置の期間)

第4条

委員会の設置期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

(座長)

第5条

委員会に座長を置き、座長は委員の互選とする。

2 座長は会議を統括し、会を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職を行う。

(会議)

第6条

会議は、第3条の検討を行うため、必要に応じ、防災危機管理監が招集する。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 防災危機管理監は、座長の了解のもと専門分野ごとの会議を必要に応じて招集することができる。

(事務局)

第7条

委員会の事務局は、防災危機管理監防災危機管理課にて行う。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。